官報 平成二十二年十月十五日

掲 載

改

正

林水産省

官報 平成二十二年十二月二十八日

告示第六号により 部

経済産業省

林水産

告示第三号

0

経 |済産業

農林水産省

商 品

先物 取引法施行規則 (平成十七年 令第三号)第三十八条第十三項及び第九十九条第一

項各号の規定に

うに定める。 基づき、 商品 先 物 取引業者の 市場リスク相当額、 経済産業省 取引先リスク相当額及び基礎的リ スク相当 額 の 算 出 の 基準等を次の Ĵ

平 成二十二年十月十五日

農林水産 大臣 大 鹿畠 野 章 道 宏 彦

経済 産業大臣

第 ( 条 控 することができる。 る 条 商品先物取引法施行規則(控除資産の額の算出) も 合理的な方法により、貸借対照表の資産(以下「規則」という。)第三十八条第 の部に計上されるべき金額の合計額一項第一号及び第三号から第六号ま でに から控除 掲 げ

第二条 規則第九十九条第一項第一号に規定する市場リスク相当額(市場リスク相当額) 額 を いう。 ば、 次条から第七条までの規定に基づい て算出した

(市場リスク相当額

変動に (動により発生し得る危険であって、その相当額が次条及び第六条の規定に基づいて算出されるものをいう。金リスク(金、金の派生商品及び金のオフ・バランス取引に係るポジション(以下「金等」という。)の!( 市場リスク相当額は、次に掲げるリスク・カテゴリーごとに算出した額の合計額とする。:場リスク相当額の算出) う。 価

格

の

品 生し 並 モディ の び 他 得に 市場 るこ 危れ ティ・リ 塚リスク(前二号に埋心険であって、その切れらのオフ・バランス ~(前二号に掲げる市場リスクのいずれにも属さない市3って、その相当額が第五条及び第六条の規定に基づい7フ・バランス取引に係るポジション(以下「コモディッスク(石油、金属(金を除く。)及び農林水産物並び てテ イ ・場リスクをいう。 に C算出される+ ティ等」という にこれらの加T う工。物 もの J を 並 いのび . う。 価 に 格 のれ 変 5 動 の に 派 り商

第 四 ー セントを乗じて得た額とする。《るポジションをいう。次条において同じ。)の他方のポジションから生じ得る損失を減少させて算出されるものを除く。)は、金のネット・ 額 るポ がジショ へ 標 準的 あン る な こと 対 定単 位いる

コモディ

第 五 へ デ 1 条 コモディティ・リスク ティ等ごとに 除く。 次項 に お L١ て 同じ。 は

ロング・

ションを ポジショ ン ( 売 持 ち の ポ

ジショ ポ **ゕジションに** を Tモディ 保 存 ・リスク相当額の算出に当たっては、同一のコモディティ等の「ノをいう。以下同じ。)の額の合計額に三パーセントを乗じて得た額・リスク相当額の算出に当たっては、同一のコモディティ等の「ティ・ポジション(買持ちのポジションをいう。以下同じ。)の額及びミニとに算出した次に掲げる額の合計額とする。 リスク相当額(次条の規定に碁・リスク相当額) -につい が 当額 を U 相関係数が十分の九以上間の相関係数が十分のカイティ等のロング・ポジて得た額)の額及びショート・ポ 九以上で 九以上 あ ∸である場合. ・ン及びショ・ ることを説 合に は当該

六~ 引五 兀 ノションマーに掲げる取引をいい条 オプション取引(これの)の (これの)の (これの 取引(これに類コン取引(商品 <u></u>の う。 原資産の時価額(計算を行)のポジションに係る市場づ。以下同じ。)及び当該れに類似する外国商品市場(商品先物取引法(昭和一 (をいう。以下同じ。) に次の表に掲げる区分)日の公表されている最終価格に基づき算出し、スク相当額は、次の各号のいずれかに掲げるK引に関連する原資産(オプションの行使の対において行われる取引を含む。) 並びに同条第-五年法律第二百三十九号。以下「法」という う。 ) る対第 た 額 価 と 象 + 《となる資 -四項第四 )第二条 する。 号第 又は 及三 び項 取第第

淧 ず 3ものと 以下国 らとして合理的ないョン取引の原際 て な方 法 に より 算 出 分 し に 応じ 簡又は 同 表 = に 定 れ

め

区分	率
金等	<b>ナベオー</b> %ン
コモディ ティ 等	ナベヰー%>+

## 二 次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額

区分	市場リスク相当額
に預託している場合当するものを含む。)を商品取引所又は商品取引清算機関オプション取引に係る取引証拠金(外国におけるこれに相	務が生じた場合における当該追加額を含む。)ている取引証拠金の額(取引証拠金の追加差入れ義当該商品取引所又は当該商品取引清算機関に預託し
オプション取引の買いの場合	当該オプションの額
オプション取引の売りでアウト・オブ・ザ・マネー の場合	マネーの額を控除した額原資産の市場リスク相当額からアウト・オブ・ザ・

(注1) 産の価格が権利行使価格を上回っている状態をいう。と類似のものをいう。以下同じ。)を下回っている状態をいい、プット・オプション取引においては、原資(オプション取引においてオプションが行使された場合に成立する取引に係る価格若しくは数値又はこれらーアウト・オブ・ザ・マネーとは、コール・オプション取引においては、原資産の価格が権利行使価格

(注2) 数量を乗じて得た額と原資産の時価額との差額をいう。 アウト・オブ・ザ・マネーの額とは、アウト・オブ・ ザ・マネーに おける権利行使価格 に 取引の件数又は

(注3) じて得た額をいう。次号において同じ。 原資産の市場リスク相当額とは、原資産の時価額に、 前号の表に掲げる区分に応じ、 同表に定める率を乗

Ξ オプション取引を原資産のヘッジを行う目的で行う場合において、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額

区分	市場リスク相当額
オプションがディープ・イン・ザ・マネーのとき	相殺した額
プションがイン・ザ・マネー のときを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オ原資産のロング・ポジションについてプット・オプション	
オプションがイン・ザ・マネーのときンを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、原資産のショート・ポジションについてコール・オプショ	
プションがアウト・オブ・ザ・マネーのときを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オ原資産のロング・ポジションについてプット・オプション	・オブ・ザ・マネーの額のいずれか小さい方の額原資産の市場リスク相当額とオプションのアウト
オプションがアウト・オブ・ザ・マネーのときンを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、原資産のショート・ポジションについてコール・オプショ	
プションがイン・ザ・マネー のときを売り付けることによりヘッジを行った場合であって、オ原資産のロング・ポジションについてコール・オプション	・ザ・マネー の額を控除した額原資産の市場リスク相当額からオプションのイン
オプションがイン・ザ・マネーのときンを売り付けることによりヘッジを行った場合であって、原資産のショート・ポジションについてプット・オプショ	

- 注 1 I 価 ディー 格 イト分下落してもなお が そのリスク・ウェイト分上昇し プ・イン・ ザ・マネーとは、 権 利行 使価格 ... を 上 回 ル てもな ら お 権 る状態を オプショ ン 取 僧を下回る!! 以引におい • オプショ T は、 原 、 う。 ン 取 資 産 引の に価 格 お いが ては、 その IJ スク・ 原 資 産 ゥ の
- 注 2 ) う。 る 状 イン・ 態 窓をいい、 プッ・ノ・ザ・マネー・ プット・ とは、コール・オプション取引に オプショ ン取 引に お いては、 、 (においては、 F も 息をいい 原資産 格が 権利行 の価 格 使価格を が 権 利 下回っ 行 使 価 てい 格 を る状 上 回 態 つ をていい
- 注 3 ) ど原 イン・ 資産 ザ・マ の時 ネー 価 額 との の 額 の差額をいった。 . う。 シ・ ザ・ マ 、ネー のと き の 権 利 行 使 価 格に 取 引 の 件 数 又は 数 量を乗じ て 得 た
- 2 同一のオプションの売付けと買付けが対当している場で売付け又はプット・オプションの買付けは原資産の売付:・コール・オプションの買付け又はプット・オプションの パ付けとみなっている。 なけ す。 原 資 産 の 買 付け とみな Ų コ | ル オプショ ン の
- 3 る場合は、 これを相殺することができる。

そ の 他 市 場 IJ スク相当 額

第 七~ そ の 他 市 場リ スク相 当 額 Ü 合理 的 な方法に より算出 し た額 とする。

条取 引先 リスク相当額

第

八一 う。 則 第 九 十九条第一 項第二号に規定する 取引先リスク相 当 額 ば、 次条及び第十 条の規定に基づい て算出 U た

取 引先 以引先リスク相当額の第八リスク相当額の第 額算 出

九~ 計 条 取引先リ する。 Ŕ 次の 各号に掲げ る 額 に 第三項 に 規定するリスク・ ウェ イトをそれ ぞ れ : 乗じ て得 た 額 の

お引本 を与 次額のと の 額 て 信 に 表 同 の上 それぞれ 額 欄 の の に 分算出時· 乗じ 掲 げ て 得 る 取 点 にた引 額の お ○区分及び同日 け うる市場 の 条表 実勢 にの 条 お中 件 い欄 ات て「アドオン」という。に掲げる期間の区分に応 より評 価 することによって算出する額 応じ、 及 び 同 正表のの 値 下 を欄 とにる定 を しし いう。以下この条に8再構築コスト(取んめる掛目を想定元

取引	期間	掛目(パーセント)
金関連取引	五年超五年以下一年以下	七五一.五〇〇
貴金属関連取引	五年超五年以下一年以下	八七七 〇〇〇
その他のコモディティ関連取引	五年超五年以下一年以下	十二・〇

·注3) (注2) ·注 1 ) 及 引 下 びこ を の 貴 金 再 いう。 金 のコモディティ取引に係る法第二条矩の他のコモディティ関連取引とは、エこれらに類似する取引をいう。金属関連取引とは、貴金属(金を除く 関 取 構 連取 引に 築コストは、 引とは、 つい ζ 金当該取る る法第二条第十四項第一号から第六号までに掲げる取引及びこれらに引に係る再構築コストを相殺した後の額とすることができる。「有効な相対ネッティング契約下にある取引については、同一のネッテ) を除く。 に 係る法第二 条第十四 項 第 号から 第六号 までに ネッティング契 類似 掲 げ す る る 取

(注4) 取 金 引を 属 そ 偽のコモディ での他のコモブ いう。 係る法第二条第十 エネル 四項第一号から ギー 取引、 農 産 第六号ま 物 取引若しくは卑 でに掲げ る 金属 取 引及 その びこ 他 れらに類 の 3貴金属 似 以 す外るの

(注5) と時値洗 ۲ こ 価 11 有 に の 留の合計に満たな! で価証券の受領数! 表の上 よるマー 欄 を ジンコー 必 要とし ない場合に、 -数量の時価額 T — ル (商品I て いる商 引のうち、 商品取引 額 商品取引清算機関の参額の合計が当該取引に係品取引清算機関の債務のつち、日々の値洗いによ 品 取 引清 算機 関 の 債 参加 係る 務 の ょ 参加者がその不足額を商品取係る金銭の支払額の現在価値の引受けが行われた取引に係よる証拠金を必要としている の引受け が 行 わ ħ た取 引 m取引清算機関に頚凹値と有価証券の引 係る に る 取 係 引所 る 金 も 銭 の の 取 引及び 受領 は 除 預託 引額 渡 の 日 数現るこの 々 の 値

約

取

引

次の表に掲げる資産等の区分に応じ、 同表に定める与信相当

資産等	与信相当額
短期貸付金	帳簿価額
未収入金	
未収収益	
者等未収	
短期差入保証金	
保証債務	保証額
保証予約	保証予約額

注注 2 1 ) 短期 貸付 金 か 5 ij が則二第 第三十 未八 の第 も 一の 項 第 号 口 に 掲げ るも の を

う。 第 合 る

(注4) (注3) )からは、短期差入! 関

(注5) 兀 十三条の二第二項の規定による信託 第百四十三条第 項第二号口 説並びにな 及 び 第百四十五条第一 !金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第!よる信託、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 項第四号に 規定する金銭 信 ?十九年内閣府令第五-法律第二十五号)第 託 に係るも のを除く

ことができる。

2 算 アドオンは、 た額とすることができる。「ドオンは、法的に有効な相対ネッティング契約下の取引について、 当該取引に係るアドオンを次の算式により換

ド ネットのアドオン=○・四×グロスのアドオン+○・六×ネット再構築コスト/グロス再構築コスト、した額とすることができる。 オン ×グロスの ァ

3 IJ スク・ ウェ イトは、 次の表に掲げる取引先の区分に応じて、 同表に定める率とする。

	取引先	率 (パーセント)
国		零
中央銀行地方公共団体		
国:	、上国、地方公共団体又は中央銀行に相当する者	
商品先物取引業者等	適格格付を付与された者	
	適格格付を付与されていない者	五
その他の法人等	適格格付を付与された者	六
	適格格付を付与されていない者	二 十 五
個人		二十五

注1) 商 商品先物取引業者品先物取引業者等とは、 次に掲げるものをいう。

。(2)(1) 規定する第一 種 金融 商品 取引業を行う者に 限 る

(3) . 規制 者 (純資産 剛比率をいう。以下( 純資産額規制比率 以下この 率又は 条において同じ。)自己資本規制比率(

- (4) 玉 内 の 金 融 機 関  $\overline{\phantom{a}}$ 規 則 第三十八 条 第 項 第 号 口 に 規定する金 融 機 関 をい う。 以下この 条に お て 同じ
- (6)(5) 以下こ 銀 玉 行 内 持 の の 株 金 条に 会 社 お へ い 銀 関 に て同 行 準 法 ず Ü (昭和五十六年法の外国の会社(自 1己資 律第五十九号) 本比 率 基 進 第二条第十三項 の 適 用 を 受 け て に規 l١ る 定する銀 슾 社 に 限 行 る 持株 会社 を う
- (8)(7)規制比 商 銀 品 行 先 持 ル率又は自己資本担先物取引業者又は全 株 会社に準ずる 自己資本規制比 金融商の 率と 品会取社 類似の説 (自己資 基準 [を子会社とする持株]資本比率基準の適用 -の適用 を受け 7 l١ 会社及びこれに準ずを受けている会社に る 者に限 る。 、る外国 限 ಕ್ಕ の 会社 純 資 産

額

- 注2) 下こ 額 を (9)含 の 適 格 の 算 む 玉 条に 格付 出 際 )に適な 機 格付が付与されている場合には、において同じ。)が付与されていの基準等を定める件(平成十九年 を付 関 格 与 格付れ た 金融 者 ع は、 商 品 取本 引業者 . 格 付又は 九年金融 の 予備 市 庁 場 物リスク相当な 開格付の別を開 [付を付与されたものとみなす。)いい、会社格付又は保険金支払能!告示第五十九号) 第一条第五十四| 額問 わ ず、 取引先リスク相 期 優 先債 当 務 力 号 (これ 額 格 の及 び基 付 適 格 に لح おい 格礎同付的視 をい て適 IJ U 適格格付の場合の通路を通路を通路を通路を開いている。以外のでは、これので
- 注 3 と同 者 付 に 与 を 相 昭 適 格 等 いう。 ð 和 されたものとみなす。いう。)については、::当する者をいう。)の! 格の付格 五十一年大蔵省 を付 与されている連結財務 )の連結子会社 令第二十八号)第二条第 当該連結子 社(同条第四号に規定する連結)第二条第一号に規定する連結務諸表提出会社(連結財務諸表には、適格格付を付与されたもれている者をいい、会社格付又 会社が 適 格 格付 以 外 の 格付 表の 結財 を付 結子会社又は外国に 与され 務 用語 諸 表提出会社 てい 様 式 る場合 及び 位又は外国に対して成方法に関 お を け さこれ. 除き、 れに相当するにおけるこれに関する規則 適 格付を
- 注4) とが 取 引先の区分 できる。 を行うことが 困 難 な場 合は、 取 引 先 の  $\overline{X}$ 分に 応じて乗じ る率を一 律二十五パー セ ントとする
- 注5) 1 とする。 次に . 掲げ る者につい ては、 取 引 先 の 区分に か か わら ず、 取 引 先 の X 分に応じて乗じ る率 を 律百 パー セ
- 破債 宣 言 を 生した 続国、 府 機 関 又は 中 央 銀 行
- (2)(1)に 種 開行 始 類 始 の 申再 立て を行った者 始 政 更 生手 続 開 始若し くは 特 別 清 算 開 始 の 申 立 てを行った 者又は 外 国 の 法 令
- (3)破産手続! 又は 玉 開 の 法 超令に決 状基態づ 定、 窓にあると認めるのでき同種類の関 再生手続 の開 いりられた法・3判断を受けれ 始 の 決 定、 人た者 更 生 手 続 開 始 の 決 定 若し < は 特 別 清 算 開 始 の 命 令 を 受け た
- 注 6) す。 品 関 及 び 金 融 商 品 取 引 清 算 機 関 は 商 品 先 物 取 引業者 等 のうち適 格格 付 を 付与され た者とみ

. た 法.

客

観

的

債

務

預託 託を受けている担保金その他の資産の時価額を当該与信相当額から控除することができる。第一項各号に掲げる額の算出において、取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている場合には、 当該

4

により算出し、これを取引先リスク相当額に加算することができる。第十条 その他業務に係る取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険に相当する額を合理的な方法( その他取引先リスク相当額)

第十一条 規則第九十九条第一項第三号に規定する基礎的リスク相当額は、(基礎的リスク相当額) ιį 合理的な方法により算出しなければならな

この告示は、 平成二十三年一月一日から施行する。

掲載

0 林水産省

告示第四号

経済産業省

支 払 私の対象から除かれる者を次のように指定し、平成二十三年一月一日から施行する。商品先物取引法施行令(昭和二十五年政令第二百八十号)第四十一条第八号の規定に 基づき、 委託者保護基金による

## 農 林水産省

な ぉੑ 平 成 十 九 年 告示第二号 (商品 取引所法施行令第十四 条第五号の規定に基づき、 主務大臣が指定する

廃止する。

経済産業省

を指定する件)は、平成二十二年十二月三十一日限り、 成二十二年十月十五日

者

平

経済 農林水産 産業大臣 大臣 大 鹿畠 野 章 道 宏 彦

.規定する第二種金融商品取引業を行う者に限る。金融商品取引法 (昭和二十三年法律第二十五号) 第六十六号)第三十五条に規定する商品投資販売業者である者及び外国の法令上これに相当する者 )であって、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第二項

律に

水産

示 第 五 号

0

済 産業

ಠ್ಠ 金 が 商 保品 有で 先 物 き取る引 有 法 価証 昭 一券及び 和 二十五年法律第二百三十 預 金 をすることがで 'きる金融機関を次のとおり指'-九号) 第三百二十条第一号及 指定 び 第二 Ų 平成二十三年一一号の規定に基づ 月 ₹, 日 か 委託 5 者 施 保

行 護

## 林 水 產省

な ぉੑ 平 成 + 七 年 示第 四四 号 へ 商 品 取 引所 法 第三百二十条第一号及び 第二号の規 定に基づき、 委託

保

関

を

## 経済 産業省

指 基 定 平 す 金 の る業件務 二十二年十月十五日件)は、平成二十二年十二月三十一日限務上の余裕金及び委託者保護資金の運用 ָנו י کال Ţ 廃止する。 保 有で きる有 価 証 券及 び 預 金 をすることがで きる 金 融

成

農林 水 産 大大臣臣 大 鹿 野 章 道 宏彦

済 産 業

指 定 方 有 価 証

政 地 府 中保 央 証金 債 ~ そ

ニハロイ 十お 一項(同法第二十四条第一十七年法律第八十七号)第おいて準用する場合を含む 金融 農 林 機 らへまでに掲げるま何社債(償還及び利信託法(昭和二十七同法第二十四条第一法律第八十七号)第 関 の 合併 庫、 に掲げるもののほか、確実な有価証券であって、その保有についる。) 
明和二十七年法律第百九十五号)に基づく受益証券であって二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。)の規定に十七号)第百九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第八代のび転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第八株式会社商工組合中央金庫、長期信用銀行及び全国を地区とその元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券を 及株のび式元 であって元本補てんの)の規定による債権を関の合併及び転換に関行に伴う関係法律の整八号)第八条第一項(国を地区とする信用全質を対域とする信用全質を対域となって、 作を含む。) に関する法律等 の整備等に関す (金) 同庫 法 連 は第五十五条第E 連合会の発行する 律第十七 はする法 条 律 

イ担貸項 か保付 信 の 契約の あ るも の

トヘホ ら付

定金 に つ しし て 主務 大臣 の 承 認 を受け

た

も

の

1 に 掲 げ る も の の ほ か、 主 務 大 臣 の 承 認 を 受け た 金 融

機 関